

一般寄付金及び使途特定寄付金のお願い

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会
会長 近藤史朗

本会は、バリュー・エンジニアリング（VE）という技術の深耕及び普及により持続可能で豊かな社会の実現及び公正かつ自由な経済活動の活性化を図ることを通して、国民生活の安定向上に貢献することを目的に、講座事業や資格認定事業、講習事業、研究開発事業、表彰事業等を行っている団体です。

これらの事業を推進するために必要な費用には、会費収入及び事業収入を充てておりますが、今後のさらなる事業展開を図るためにはより多くの資金も必要となります。

そのため、本会の目的と事業にご賛同をいただき、資金的にもご支援をいただければ幸いです。皆様方からいただく寄付金は、本会の「寄付金等取扱規程」に則り、有効かつ適正に使用させていただきますので、ご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、本会は内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定されておりますので、本会への寄付金には税法上の優遇措置が適用され、所得税・個人住民税・相続税（個人）又は法人税（法人）の控除が受けられます。

1. 募集する寄付金の種類

(1) 一般寄付金	本会の会員又は本会の会員を含む社会一般に対して常時募ることにより、いただく寄付金です。全ての事業に使用（事業内管理費を含む）させていただきます。
(2) 使途特定寄付金	本会の会員又は本会の会員を含む社会一般に対して常時募ることにより、いただく寄付金です。寄附者がその使途を特定することができます。

2. 寄付金のお申し込み方法

本会のホームページから書式をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ、申込書を郵便又はFAX、もしくは電子メールで本会の事務局にお送り願います。ご寄附の額は任意です。

3. 寄付金のお振込先

次のいずれかの銀行口座となります。

① みずほ銀行	自由が丘支店	当座No.17909
② 三井住友銀行	自由が丘支店	当座No.1202228
③ 三菱東京UFJ銀行	自由が丘駅前支店	当座No.9001770

※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会」です。

※ 誠に恐れ入りますが、振込手数料は寄附者の方のご負担でお願いいたします。

4. 氏名の公表

寄附者の法人又は団体名、もしくは個人名は、本会のホームページ等で公表させていただきます。匿名とすることも可能ですので、希望される場合はお申し込みの際にお申し出願います。

5. 受領証明書の郵送

寄附金のご入金を確認後、領収書（寄附金受領証明書）を郵送いたします。この領収書は、寄附金控除に必要ですので、大切に保管願います。

6. 寄附金控除

1) 法人の場合

(1) 法人税

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、公益法人への寄附金の特別損金算入限度額も設けられております。寄附した日を含む事業年度の確定申告書に寄附金の損金算入に関する明細書を添付してご提出ください。

2) 個人の場合

(1) 所得税

所得控除か税額控除のいずれか有利なほうを、ご自身で選ぶことが可能です。

① 所得控除

寄附金額（総所得金額等の40%相当額が限度）から2千円を引いた額が、寄附した年の課税所得金額から控除されます。確定申告をし、本会発行の領収書をご提示又はご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできません。

② 税額控除

寄附金額（総所得金額等の40%相当額が限度）から2千円を引いた額の40%の額（所得金額の25%相当額が限度）が、寄附した年の所得金額から控除されます。確定申告をし、本会発行の領収書と税額控除に係る証明書の写しをご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできません。

(2) 個人住民税

寄附した翌年の1月1日現在、都内にお住まいの方は寄附金額（総所得金額等の30%相当額が限度）から2千円を引いた額の4%の額、東京都世田谷区にお住まいの方は上記寄附金額から2千円を引いた額の10%の額が個人住民税の額から控除されます。上記以外にお住まいの方は、本会への寄附金が条例でこの税額控除の対象に指定されているかどうかをお住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。この控除は、所得税の確定申告の際に、併せて申告できます。

(3) 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した個人が相続税の申告期限内に相続財産を寄附した場合は、非課税となります。相続税の申告の際に本会発行の領収書を税務署にご提示又はご提出ください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 事務局

TEL. 03-5430-4488 / FAX. 03-5430-4431

URL: <http://www.sjve.org> E-mail: info@sjve.org